

令和5年6月16日

関係各位

銚子市長 越川 信一
(公印省略)

子ども医療費助成制度の拡充のお知らせ

日頃、本市の子育て支援の充実にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、千葉県では子ども医療費助成制度について拡充を推進しています。
これに伴い、銚子市におきましても、令和5年8月診療分から下記のとおり
制度の拡充を行います。

公費負担者番号等については毎年の年度更新等により変更になる場合がございます。
受診の都度、毎回、受給券の確認をお願いいたします。

何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

	令和5年7月診療分まで	令和5年8月診療分から
対象年齢	高校3年生等(18歳になる年度末)まで ※親の扶養を外れたもの、婚姻したものを除く。	変更なし
助成方法	中学3年生までは受給券による現物給付 高校生等は償還払いのみ。 (※子育て支援課に領収書等を持参して申請)	<u>全年齢で受給券による現物給付</u> (0歳～18歳になる年度末まで) ※18歳に達した日以後最初の3月31日まで。
公費負担者 番号	83120360:入院・通院 0円 83123364:入院・通院 300円 83124362:入院・通院 300円 保険調剤はすべて無料	変更なし
月額上限	なし	<u>同一医療機関における同一月の受診は、 入院11日、通院6回以降は自己負担額 0円(入院と通院は別々にカウント)</u> 【自己負担金上限額】 入院は3,000円(10日)/月 通院は1,500円(5回)/月

※制度拡大の詳細及びQ&Aについては千葉県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/kodomo-iryo/nyuuyouji.html>

銚子市役所 子育て支援課
電話 0479 (24) 8967 (直通)